

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十九号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十五年佐賀県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

様式第一号中「愛がん飼養」その他（ ）を

「その他（ ）」に

研究事項等 学術研究の場合	研究事項（内容）	
	研究実施の方法	
飼養等に係る状況 愛がん飼養の場合	現に飼養している鳥獣の種類及び数量	
	過去5年間に許可を受けた鳥獣の種類及び数量	

を

研究事項等 学術研究の場合	研究事項（内容）	
	研究実施の方法	

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。